

なぜ「ダムによらない治水」でなければならないのか

京都大学名誉教授 今本博健

I 結論からいえば

- ①ダムの治水効果は限定的
- ②ダムは自然環境を破壊する
- ③地域社会を崩壊する
- ④ダムの適地がなくなった

説明

①ダムが洪水調節機能を発揮するのは限定的な洪水だけであるということである。すなわち、ダムが洪水を調節するのは集水域の計画規模の降雨までであって、それを超えると調節しなくなる。また、河道の流下能力より小さな洪水は調節する必要がないから、ダムが効果を発揮するのは流下能力を超え計画規模より小さな洪水だけである。一般に、河川の流下能力は計画高水位で評価されているが、堤防補強をすれば実力は増大するので、ダムが効果を発揮する洪水はますます限定的となる。

②ダムは、貯水することによって水質を悪化し、流れの連続性を遮断することによって魚などの溯上効果を妨げるとともに土砂の流下も遮断する。このことにより生態系が破壊され、海岸侵食まで引き起こされる。

③ダムは水没を伴うことによって住民の移転が余儀なくされ、ダムが構想あるいは計画されるだけで地域住民に意見の対立が生じることを意味している。

④わが国の地形は急峻で地質が脆弱なためもともとダムの適地が少なく、適地にはすでに3000基近くのダムが建設されており、もはや適地はほとんど残されていないことによる。

II なぜ「ダムによる治水」になってしまったのか

- ①治水の基本方針
- ②手厚い補助制度
- ③ダムに絡まる利権

説明

①いまの治水は「基本高水を河道とダムに配分する」を基本方針としており、河道の流下能力が基本高水より小さい場合はダムを選択せざるを得ない仕組みになっている。

②いまの補助制度はダムに手厚いものとなっている。水源地域対策特別措置法により、ダムによる水没等で移転等の不利益を蒙る水源住民の生活再建を支援することによる生活安定・福祉向上、移転に伴い過疎等の問題が発生する地域・地方自治体に対して計画的な産業基盤整備を行う事により水源地域・住民の一方的な不利益や負担を軽減し、地域の活性化を図るようにしている。1973年(昭和48年)に施行され、「水特法」と略称される。こうしたことが魅力となって、無意味なダムまでつくられることになる。

③ダムは巨大な事業であるだけに多くの利権が絡む。これに群がる人たちがダムを推進しようとしている。

III どうすれば「ダムによらない治水」を実現できるか

- ①治水の基本方針の転換

②補助制度の見直し

③利権の追放

説明

- ①基本方針をクリアするには基本高水を切下げるのも一つの方法であるが、抜本的な解決をするには基本方針そのものを見直す必要がある。
- ②治水についてはどのような方法を採用しようと同じ補助を受けられるようにし、どのような方法にするかは地域に任せるのが望ましい。
- ③利権の追放には、司直の手によるだけでなく、徹底的な情報公開により住民が監視しやすいようにする必要がある。

IV 政権交代はなにをもたらしただか

- ①政策集 INDEX2009 ではすべてのダムを一旦凍結して見直すとされていた。
- ②新たな段階に進まないとの方針は段階内での工事を加速した。
- ③補助ダムを地域にまかせるとの扱いは駆け込み的な入札や本体着工を許した。
- ④有識者会議の密室性がどのような結論を出すのだろうか。疑心を呼んでいる。

説明

①民主党の選挙前に発表された政策集 INDEX2009 には「現在計画中または建設中のダムについては、これをいったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図ります」とされていた。

②しかし、国交相は就任翌日の 2009 年 9 月 17 日未明に政権公約(マニフェスト)に示したように八ッ場ダムについては中止を表明したが、その後の動きは INDEX2009 に示したものは程遠いものがある。

すなわち、2009 年 10 月 9 日の「平成 21 年度におけるダム事業の進め方について」では、

1. 国及び水資源機構が実施している 56 のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている 8 事業を除く 48 事業については、今後、21 年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。

2. 道府県が実施している 87 のダム事業の平成 21 年度における事業の進め方(工事の発注を含む)については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成 22 年度における 136 の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにすることとしている。

とコメントしている。

2009 年 11 月 20 日には「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置することを発表し、(1)幅広い治水対策案の立案手法、(2)新たな評価軸の検討、(3)総合的な評価の考え方の整理、(4)今後の治水理念の構築、について検討されることになった。

③2009 年 12 月 15 日にはダム事業に係る道府県知事に「『できるだけダムに頼らない治水』への政策転換に対するご協力をお願い」のメッセージを送り、検証の対象となるダム事業と継続して進めるダム事業とを年末までに区分し、有識者会議が 2010 年夏頃に予定している中間とりまとめにしたがって検証の対象となるダムを個別に検証するので、道府県実施のダム事業についても新たな基準に沿って検証を行った上でその後の事業の進め方を判断するよう求めている。

④有識者会議は 12 月 3 日に第 1 回の会議を開催したのをはじめすでに 5 回開催されている。問題なのは国民の関

心が強いにも関わらず会議を非公開としていることであり、期待を裏切る可能性がある。

補足1：究極の愚行 路木ダムと石木ダム

路木ダム

- ・路木川では、これまでに大きな洪水被害はなかったし、これからもない。
- ・路木ダムの計画はきわめて杜撰であり、情報公開もきわめて不十分である。
- ・路木ダムの治水面の必要性はまったくない。
- ・利水面の必要性もまったくない。
- ・不必要な路木ダムをつくれば、水道料金は値上げされ天草市の財政負担も増える。さらに、路木川や羊角湾の豊かな自然環境が破壊される。

石木ダム

- ・ダムによる洪水調節で効果が現れるのはダムサイトより下流のみであり、石木川の下流と川棚川への合流点から河口までである。合流点より上流にも少しの効果はあるが、波佐見町には及ばない。
- ・しかも、石木ダムの流域面積は9.3km²しかなく、川棚川の流域面積81.4km²の11%に過ぎず、効果はきわめて限定的である。
- ・さらに、計画を超える洪水が発生すれば、ダムは洪水調節効果を発揮しなくなり、急激な増水が被害の拡大を招くことになる。
- ・川棚川および石木川の流下能力は、一部を除いて、ダムで洪水を調節した場合の流量より小さく、たとえダムをつくっても洪水の氾濫を防げない。
- ・治水の使命は「住民の生命と財産を守る」ことであり、これを達成するには、河川での対策だけでなく流域での対策を併せて、まずできることから始めるべきである。
- ・ダムは自然および社会環境を破壊する。自然環境の破壊は人類の生存を脅かすものであり、「緩慢な水害」である。この意味においてダムによる治水は採用するべきでない。

補足2 穴あきダム

- ・全国各地の多目的ダム計画で、増大し続けるとの水需要予測が現実と合わないことが明らかになるにしたがって、治水専用の穴あきダムへの転換が増えている。
- ・治水機能でいえば、臨機応変の調節がされないうえ、二山洪水には調節機能が低下する欠点もある。
- ・普段は水を貯めないのが自然環境への影響が緩和されるというのが利点として挙げられているが、本当にそうだろうか。
- ・わが国の最初の本格的な穴あきダムである益田川ダムでは試験湛水で草や竹以外にも多くの樹木が枯れた。底生生物の多くも死んだ。土砂の堆積もあった。
- ・浅川ダムの模型実験では土砂の多くが堆積した。
- ・こうした結果から、穴あきダムは必ずしも自然環境にやさしいとはいえない。

以上